

令和8年第3回都城市議会定例会付議事件名表（議員提出議案）

番号	件 名	頁
1号	非核三原則の堅持を求める意見書	1
2号	中東情勢を踏まえた暮らしの安定対策を求める意見書	3
3号	地方財政の充実・強化を求める意見書	5
4号	義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための、 2027年度政府予算に係る国への意見書	7
5号	食糧法の見直しをやめ、国が主食である米の価格と需給に 責任を持ち、国民への安定供給を支えるに十分な備蓄を行 うことを求める意見書	9

議員提出議案 第1号

非核三原則の堅持を求める意見書

提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	外務大臣

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（平成18年都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月26日提出

提出者	都城市議会議員	<u>音堅 良一</u>
賛成者	〃	<u>森重 辰海</u>
賛成者	〃	<u>田下 勝利</u>
賛成者	〃	<u>森 りえ</u>
賛成者	〃	<u>徳留 八郎</u>
賛成者	〃	<u>たかだ みか</u>
賛成者	〃	<u>神脇 清照</u>

都城市議会議長 別府 英樹 様

## 非核三原則の堅持を求める意見書

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、昭和42（1967）年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和46（1971）年には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、我が国の確固たる国是として位置づけられ、歴代内閣もこれを一貫して堅持してきました。

我が国は、世界唯一の戦争被爆国であり、広島・長崎の惨禍を二度と繰り返さないという決意のもと、国際社会における平和と安全の維持、ひいては「核兵器のない世界」の実現に向けて主導的な役割を果たすことが強く求められています。

本年1月には、被爆地である広島市議会において、この非核三原則の堅持を求める意見書が全会一致で可決されるなど、地方自治体や国民の間からも、国是としての原則遵守を求める声が改めて高まっています。

近年の緊迫する国際情勢や安全保障環境の変化の中にあっても、非核三原則は我が国が平和国家として歩むべき根幹であり、いささかもゆるがせにはならないものであります。

よって、国会及び政府におかれては、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地をはじめとする国民の思いをしっかりと受け止め、非核三原則を将来にわたって断固として堅持されるよう、強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月26日

都 城 市 議 会

議員提出議案 第2号

中東情勢を踏まえた暮らしの安定対策を求める意見書

提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	総務大臣
財務大臣	厚生労働大臣
経済産業大臣	国土交通大臣
内閣官房長官	
内閣府特命担当大臣（経済安全保障）	

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（平成18年都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月26日提出

提出者	都城市議会議員	<u>川内 賢幸</u>
賛成者	〃	<u>神脇 清照</u>
賛成者	〃	<u>森 りえ</u>
賛成者	〃	<u>長友 潤治</u>
賛成者	〃	<u>たかだ みか</u>
賛成者	〃	<u>綿屋 善明</u>
賛成者	〃	<u>岸川 たかのり</u>
賛成者	〃	<u>羽田野 徳寿</u>
賛成者	〃	<u>徳留 八郎</u>

都城市議会議長 別府 英樹 様

## 中東情勢を踏まえた暮らしの安定対策を求める意見書

中東地域をめぐる緊迫した情勢は、原油やLNG等のエネルギー供給をはじめ、国際物流網にも影響を及ぼしており、燃料価格や物流コストの上昇などを通じて、市民生活や地域経済に影響が生じています。

今後、緊迫した情勢の長期化や不測の事態が生じた場合には、我が国の経済及び国民生活全体への影響がさらに拡大することが強く懸念されます。

中東情勢の影響により、既に物価高騰に直面している市民生活にさらなる負担を与え、地域経済や暮らしの安定に深刻な影響を及ぼしかねない状況であります。実際、ガソリン価格やナフサ不足報道により、建設資機材・農業資材価格の高騰や製品の不足、医薬品や医療資機材の供給への影響など、幅広い分野に波及しはじめています。

国においては、中東情勢を注視しつつ、エネルギーや重要物資の安定供給確保等に取り組んでいるところでありますが、緊迫した情勢の長期化や不測の事態も想定される中、地方公共団体と連携したより一層の対応強化が求められます。

よって、国におかれては、国民生活、市民生活の安定と安心を確保する観点から、次の事項を確実に実現されるよう、要望します。

### 記

- 1 物流停滞や関連事業帯への供給不安に対応するため、適時適切な情報提供を行うこと。
- 2 エネルギーやナフサ等の石油由来製品に加え、多方面において風評や不確実な情報による市場動向の不安定化が起きている。特に医薬品及び生活必需物資については、経済安全保障の観点から、重要物資の需給状況の可視化及び情報発信の充実を図るとともに価格安定を図ること。
- 3 地方公共団体が担っている行政サービスを安定的に提供できるよう各種支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月26日

都 城 市 議 会

議員提出議案 第3号

地方財政の充実・強化を求める意見書

提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	総務大臣
財務大臣	厚生労働大臣
国土交通大臣	デジタル大臣
内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助)	

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則(平成18年都議会規則第1号)第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月26日提出

提出者	都城市議会議員	<u>田下 勝利</u>
賛成者	〃	<u>中村 千佐江</u>
賛成者	〃	<u>森 りえ</u>
賛成者	〃	<u>音堅 良一</u>
賛成者	〃	<u>中元 友樹</u>
賛成者	〃	<u>徳留 八郎</u>
賛成者	〃	<u>たかだ みか</u>
賛成者	〃	<u>神脇 清照</u>

都城市議会議長 別府 英樹 様

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

現在、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。加えて、多発化、大規模化する災害への対応も迫られています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源水準の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、物価高騰や資材費・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められます。

2026年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっていますが、2027年度政府予算及び地方財政の検討に当たっても、さらなる物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

### 記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、子育て対策をはじめとする社会保障経費の拡充を図り、人材確保に向けた取組を支えるため、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 地方交付税の法定率の引上げなど、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向け、所得税や消費税を対象に国税から地方税への財源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。
- 3 食料品の消費税減税等、政府として減税政策を実施する際は、地方財政を毀損することがないように、確実にその補填を行うこと。
- 4 高齢化の進展等に伴い、今後地域での生活の継続に欠かすことのできない地域公共交通について、地域事情等に精通する公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。
- 5 地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰等の影響等も踏まえ、公立病院に対する十分な財政支援を講じること。
- 6 人口減少に直面する自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月26日

都 城 市 議 会

議員提出議案 第4号

義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための、2027年度  
政府予算に係る国への意見書

提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	財務大臣
総務大臣	文部科学大臣

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり  
都城市議会会議規則（平成18年都議会規則第1号）第14条第1項の規定により  
提出します。

令和8年6月26日提出

提出者	都城市議会議員	<u>羽田野 徳寿</u>
賛成者	〃	<u>東 裕一</u>
賛成者	〃	<u>森 りえ</u>
賛成者	〃	<u>綿屋 善明</u>
賛成者	〃	<u>中村 千佐江</u>
賛成者	〃	<u>たかだ みか</u>
賛成者	〃	<u>徳留 八郎</u>
賛成者	〃	<u>神脇 清照</u>

都城市議会議長 別府 英樹 様

義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための、2027年度  
政府予算に係る国への意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正に伴い、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、令和8年度(2026年度)から中学1年生を皮切りに段階的に学級編制標準が引き下げられ、令和10年度(2028年度)には中学校全学年で35人学級が実現することとなりました。

今後も、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

一方、自治体の財政力を起因とする教育格差が生じることは大きな問題です。

現在、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられております。国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが大切であり、子供たちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、国に対し2027年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く要望します。

記

- 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担率を引き上げること。
- 3 さらなる学級編制標準の引下げ等少人数学級について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月26日

都 城 市 議 会

議員提出議案 第5号

食糧法の見直しをやめ、国が主食である米の価格と需給に責任を持ち、国民への安定供給を支えるに十分な備蓄を行うことを求める意見書

提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	財務大臣
農林水産大臣	

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（平成18年都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月26日提出

提出者	都城市議会議員	<u>畑中 ゆう子</u>
賛成者	〃	<u>田下 勝利</u>
賛成者	〃	<u>たかだ みか</u>
賛成者	〃	<u>森 りえ</u>

都城市議会議長 別府 英樹 様

食糧法の見直しをやめ、国が主食である米の価格と需給に責任を持ち、国民への安定供給を支えるに十分な備蓄を行うことを求める意見書

2023年産米不足から始まった米の価格高騰で、政府は60万トンの政府備蓄米を放出しました。また、輸入米が20万トン近くにまで急増したことに加え、2025年産政府備蓄米の買入れも中止したことにより、米の供給量が増えた結果、2025年産米の市場は供給過剰の状態になり、高騰していた価格も大幅に下落しています。市場任せの米政策による米不足と価格高騰・価格下落という現状から、2026年産米の作付けを前に、米農家は困惑し、不安は拡大しています。

こうした中、政府は「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(以下「食糧法」という。)」の改正法案を国会に提出しました。

しかし、不作ではないにもかかわらず、複数年にわたり米不足や価格高騰が生じた現状に至った経緯を十分に踏まえることなく、米の価格と需給に対する国の責任を後退させ、生産者や民間事業者の負担を拡大する方向での見直しが示されており、農家や米流通関係者から批判の声が上がっています。

日本の米生産を持続可能なものにするためには、生産者に対する所得補償や価格保障制度の創設が不可欠であり、流通を安定させるためにも、ゆとりある需給を担保する備蓄制度を活用した政府による需給コントロールの実施が求められています。しかし、食糧法改正の方向は、さらに市場原理に任せ、米の生産と流通を不安定化させかねない見直しと言わざるを得ません。

つきましては、国において下記事項を実現されますよう要望します。

#### 記

- 1 生産者に責任を求める「需要に応じた米生産」の法定化を行わないこと。
- 2 民間業者に負担を強いる「民間備蓄」の導入を行わないこと。また、備蓄にミニマムアクセス米を利用するのではなく、国産米の買入れを実施し、備蓄水準を早急に復元すること。
- 3 民間事業者の負担を拡大する報告義務化や罰則強化を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月26日

都 城 市 議 会